

告示

埼玉県告示第千四百七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤオコーふじみ野大原店

埼玉県ふじみ野市大原二丁目一番三十号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通問題

(一) 来店者の広域誘導について適切な看板の設置をお願いします。また、生活道路への侵入防止について対応をお願いします。

(二) 市道幹線三号線への出入口について、本件と隣接する共同住宅（建築中）と隔てるフェンスを見通しの良いものにしてください。

(2) 騒音問題

(一) 空調室外機や駐車場等の騒音に関し、十分な配慮を行うとともに近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。また、深夜営業（午後十時以降）に関しても埼玉県生活環境保全条例における騒音の規制基準値を遵守するようお願いします。

(二) 自動車駐車場（二十台以上駐車できるもの）を設置している者は、埼玉県生活環境保全条例の規定により、当該条例に基づく騒音の規制基準（敷地境界線における騒音の許容限度）を遵守する必要がありますので、適切に対応してください。

(3) 光害問題

夜間、駐車場の看板や建物等から発光される光が、近接する住宅等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分な配慮を行うなど光害対策をしてください。また、近隣住民から苦情が発生した場合には適切に対応してください。

(4) 防犯問題

(一) 併用施設として設置が予定されている二階テニスコートの利用については、子ども（十五歳以下）だけで使用することがないように、利用規約等

で規定していただきたい。また、ゲームコーナー等の設置が計画されている場合も、上記施設と同様、子どもだけで利用することがないように、店内掲示等で注意喚起するなど配慮していただきたい。

(二) 埼玉県防犯のまちづくり推進条例第十四条第二項の規定に基づく「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」及びふじみ野市防犯推進条例を遵守し、防犯のまちづくりに必要な措置を講ずるようお願いいたします。

(5) まちづくりへの協力

(一) 市内イベント・行事への参加・協力、活動場所の提供をお願いします。

(二) 地元自治組織(大原自治会)の自治会活動に参加・協力するとともに、本市協働のまちづくり事業への参加・協力をお願いします。

(三) 学校の授業や行事等で、施設の見学やゲストティーチャーの依頼があった際は、積極的な協力をお願いします。

(四) 地元商工会加盟及び地元商店会との連携協力をお願いします。

(6) その他

騒音被害や二酸化炭素の排出を抑えるため、埼玉県生活環境保全条例第四十一条、同条例規則第二十一条に基づき、アイドリングストップの周知が必要です。駐車場利用者全員に周知できるよう心掛けてください。

二 縦覧期間

令和二年十二月二十五日から令和三年一月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター